

第 11 期 決 算 公 告

平成 19 年 6 月 22 日

東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
株式会社 整 理 回 収 機 構
代表取締役社長 奥 野 善 彦

貸 借 対 照 表 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	195,879	預 金	334
現 金	4	当 座 預 金	0
預 け 金	195,874	普 通 預 金	93
コ ー ル ロ ー ン	423,100	貯 蓄 預 金	0
買 現 先 勘 定	499	定 期 預 金	208
買 入 金 銭 債 権	4,200	定 期 積 金	12
有 価 証 券	1,927,622	そ の 他 の 預 金	20
国 債	586,279	借 用 金	2,759,623
社 債	5,010	借 入 金	2,759,623
株 式	1,336,299	そ の 他 負 債	994,804
そ の 他 の 証 券	32	未 払 法 人 税 等	29
貸 出 金	1,428,906	未 払 費 用	2,213
割 引 手 形	636	前 受 収 益	19
手 形 貸 付	105,345	給 付 補 て ん 備 金	0
証 書 貸 付	1,312,546	未 払 納 付 金	955,829
当 座 貸 越	10,377	そ の 他 の 負 債	36,713
そ の 他 資 産	508,793	退 職 給 付 引 当 金	1,156
前 払 費 用	76	支 払 承 諾	25,886
未 収 収 益	2,771		
未 収 助 成 金	376,813	負 債 の 部 合 計	3,781,806
未 還 付 配 当 利 子 所 得 税	93,614		
そ の 他 の 資 産	35,516	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	1,576	資 本 金	212,000
建 物	738	利 益 剰 余 金	220,239
土 地	692	そ の 他 利 益 剰 余 金	220,239
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	145	繰 越 利 益 剰 余 金	220,239
無 形 固 定 資 産	302	株 主 資 本 合 計	8,239
ソ フ ト ウ ェ ア	302	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13
支 払 承 諾 見 返	25,886	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13
貸 倒 引 当 金	743,211	純 資 産 の 部 合 計	8,252
資 産 の 部 合 計	3,773,553	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,773,553

損益計算書〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		1,070,147
資金運用収益	95,473	
貸出金利息	33,698	
有価証券利息配当金	60,119	
コールローン利息	1,211	
買現先利息	55	
預け金利息	372	
その他の受入利息	16	
信託報酬	434	
役務取引等収益	1,621	
受入為替手数料	0	
その他の役務収益	1,621	
その他業務収益	31	
その他の業務収益	31	
その他経常収益	972,587	
株式等売却益	754,192	
その他の経常収益	218,395	
経常費用		1,036,492
資金調達費用	23,386	
預金利息	1	
借入金利息	23,383	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	13,055	
支払為替手数料	29	
その他の役務費用	13,025	
その他業務費用	7	
国債等債券償却	0	
その他の業務費用	7	
営業経費用	21,069	
その他経常費用	978,973	
貸出金償却	3,502	
株式等売却損	11,408	
株式等償却	169	
その他の経常費用	963,893	
経常利益		33,655
特別利益		220
貸倒引当金戻入益	59	
償却債権取立益	161	
特別損失		127
固定資産処分損	127	
税引前当期純利益		33,748
法人税、住民税及び事業税		23
当期純利益		33,725

(貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～48年
動 産	2年～19年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」及び「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額(総合型の年金基金を除く)を計上しております。

7. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 関係会社の株式総額(親会社株式を除く) 9百万円

10. 関係会社に対する金銭債権総額 377,751百万円

11. 関係会社に対する金銭債務総額 2,671,969百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,310百万円

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は219,535百万円、延滞債権額は635,661百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,865百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,496百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は873,558百万円であります。

なお、14から17に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は128,142百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金200百万円及び有価証券29,855百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は1,069百万円あります。

20. 1株当たりの純資産額 5,063円13銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用しております。

21. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下25.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	463,757	463,691	65	0	65

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	210	191	19	-	19
債券	127,526	127,532	6	17	11
国債	122,528	122,521	6	5	11
社債	4,998	5,010	12	12	-
その他	118,200	118,200	-	-	-
合計	245,936	245,923	13	17	30

なお、上記評価差額13百万円は、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	3,835,833	754,192	11,408

24. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	金額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	9
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	1,336,099
非上場外国証券	0
その他	32

25. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内（百万円）
債券	591,289
国債	586,279
社債	5,010
その他	118,200
合計	709,489

26. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	150,990 百万円
繰越欠損金	342,503
その他	<u>2,231</u>
繰延税金資産小計	495,725
評価性引当額	<u>495,725</u>
繰延税金資産合計	

27. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,252百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

28. 当社の単体自己資本比率については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第11条第9項）であります。

29. 「未収助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第10条に基づくものであります。

30. 「未払納付金」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第7条第1項第2号の2に基づき、預金保険機構に納付する額 123,390百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第3項に基づき、預金保険機構に納付する額 54,491百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第5条に基づき、預金保険機構に納付する額 65,947百万円

- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第13条に基づき、預金保険機構に納付する額 711,120百万円

31. 「その他の資産」には、旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との収益支援契約に基づき、今後2年間に分割贈与を受ける額5,025百万円を含んでおります。

(追加情報)

純資産は8,252百万円の債務超過となっておりますが、住専勘定の譲受債権等に係る損失につきましても、預金保険機構は当社に対し、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」（平成8年法律第93号）により、政府の補助金の額の範囲内で助成金（同法第8条）及び金融安定化拠出金からの助成金（同法第10条）を交付できることとなっており、最終的には債務超過は解消されることとなります。

第 1 1 期末信託財産残高表

(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
金 銭 債 権	10,026	金銭信託以外の金銭の信託	7,995
その他の金銭債権	10,026	金 銭 債 権 の 信 託	2,252
現 金 預 け 金	1,131	包 括 信 託	909
預 け 金	1,131		
合 計	11,157	合 計	11,157

注 1 . 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 共同信託他社管理財産 47,238百万円

3 . 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 11 期 決 算 公 告

平成 19 年 6 月 22 日

東京都中野区本町 2 丁目 4 6 番 1 号
株式会社 整理回収機構
代表取締役社長 奥野善彦

連結貸借対照表（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	196,150	預 金	334
コ ー ル ロ ー ン	423,100	借 用 金	2,759,623
買 現 先 勘 定	499	未 払 納 付 金	955,829
買 入 金 銭 債 権	4,200	そ の 他 負 債	39,107
有 価 証 券	1,927,613	退 職 給 付 引 当 金	1,156
貸 出 金	1,428,906	支 払 承 諾	25,886
未 収 助 成 金	376,813		
そ の 他 資 産	131,979	負 債 の 部 合 計	3,781,938
有 形 固 定 資 産	1,576		
建 物	738	（ 純 資 産 の 部 ）	
土 地	692	資 本 金	212,000
その他の有形固定資産	145	利 益 剰 余 金	220,109
無 形 固 定 資 産	302	株 主 資 本 合 計	8,109
ソ フ ト ウ ェ ア	302	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13
支 払 承 諾 見 返	25,886	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13
貸 倒 引 当 金	743,211	純 資 産 の 部 合 計	8,122
資 産 の 部 合 計	3,773,815	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,773,815

連結損益計算書 〔 平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		1,070,379
資金運用収益	95,473	
貸出金利息	33,698	
有価証券利息配当金	60,119	
コールローン利息	1,211	
買現先利息	55	
預け金利息	372	
その他の受入利息	16	
信託報酬	434	
役務取引等収益	1,637	
その他業務収益	31	
その他経常収益	972,802	
経 常 費 用	972,802	1,036,699
資金調達費用	23,386	
預金利息	1	
借入金利息	23,383	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	13,042	
その他業務費用	7	
営業経費	21,071	
その他経常費用	979,191	
その他の経常費用	979,191	
経 常 利 益		33,680
特 別 利 益		220
貸倒引当金戻入益	59	
償却債権取立益	161	
特 別 損 失		127
固定資産処分損	127	
税金等調整前当期純利益		33,773
法人税、住民税及び事業税		23
当 期 純 利 益		33,750

(連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成方針)

1 . 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 1 社

会社名

株式会社 ティーエイチアールクレジット

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

P.T.BANK LTCB CENTRAL ASIA

埼玉中央保証株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

山梨開発株式会社

新潟中央カード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 . 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は3月末日であります。

4 . 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～48年

動 産 2年～19年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

貸出金等について当社が「特定住専債権回収業務」及び「整理回収業務」を主目的とする会社であること等を考慮して、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して債務者の支払能力を総合的に判断したうえで、回収不能と認められる額を計上しておりますほか、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額(総合型の年金基金を除く)を計上しております。

7. 当社及び連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 関係会社の株式総額(連結子会社の株式を除く) 0百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 1,310百万円

11. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

12. 貸出金のうち、破綻先債権額は219,535百万円、延滞債権額は635,661百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

13. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,865百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

14. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,496百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

15. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は873,558百万円であります。

なお、12から15に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は128,142百万円であります。

17. 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金200百万円及び有価証券29,855百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,069百万円あります。

18. 1株当たりの純資産額 5,030円73銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。

19. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下23.まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	463,757	463,691	65	0	65

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	210	191	19	-	19
債券	127,526	127,532	6	17	11
国債	122,528	122,521	6	5	11
社債	4,998	5,010	12	12	-
その他	118,200	118,200	-	-	-
合計	245,936	245,923	13	17	30

なお、上記評価差額13百万円は、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

20. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

21. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	3,835,833	754,192	11,408

22. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,336,099
非上場外国証券	0
その他	32

23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内（百万円）
債券	591,289
国債	586,279
社債	5,010
その他	118,200
合計	709,489

24. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、8,122百万円であります。

(2) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

これにより従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」としております。

また、「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

25. 当社の連結自己資本比率については、非対象区分として銀行法上の規制の対象外（預金保険法附則第 11 条第 9 項）であります。

26. 「未収助成金」は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第 10 条に基づくものであります。

27. 「未払納付金」には、次のものを含んでおります。

- ・預金保険法附則第 7 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、預金保険機構に納付する額 123,390 百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条第 3 項に基づき、預金保険機構に納付する額 54,491 百万円

- ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第 5 条に基づき、預金保険機構に納付する額 65,947 百万円

- ・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 13 条に基づき、預金保険機構に納付する額 711,120 百万円

28. 「その他資産」には、次のものを含んでおります。

- ・未還付配当利子所得税 93,614 百万円

- ・旧東京協和・安全の両信用組合からの事業譲受けにかかる金融機関と当社との収益支援契約に基づき、今後 2 年間に分割贈与を受ける額 5,025 百万円

（追加情報）

純資産は 8,122 百万円の債務超過となっておりますが、住専勘定の譲受債権等に係る損失につきましては、預金保険機構は当社に対し、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」（平成 8 年法律第 9 3 号）により、政府の補助金の額の範囲内で助成金（同法第 8 条）及び金融安定化拠出金からの助成金（同法第 1 0 条）を交付できることとなっており、最終的には債務超過は解消されることとなります。

(連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 8,437円55銭

3. 「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

・株式等売却益 792,192百万円

・債権取立等益 172,311百万円

・特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法第10条に基づき預金保険機構より助成金の交付を受けるべき収益 35,586百万円

4. 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

・貸出金償却 3,502百万円

・債権売却損 5,823百万円

・預金保険法附則第7条第1項第2号の2に基づく預金保険機構への納付金 123,390百万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条第3項に基づく預金保険機構への納付金 54,491百万円

・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律附則第5条に基づく預金保険機構への納付金 65,947百万円

・金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第13条に基づく預金保険機構への納付金 711,120百万円